

建方工事の特定工程等一覧

工法		定義	特定工程	特定工程後の工程
木造	軸組構法 (下記に示すものの以外 のもの)	建築基準 法施行令 第 3 節	構造耐力上主要な部分である 壁、柱、横架材、筋かい及び木 板その他これに類するものの仕 口、継手を金物等により接合す る工事の工程	外装材* ¹ 、内装材* ¹ 、 耐火被覆（以下、「外 装材等」という）に より構造耐力上主要 な部分である壁、 柱、横架材、筋かい 及び木板その他これ に類するものを覆う 工事の工程（屋根の 上部を除く）
	枠組壁工 法	平 13 国交 告 1540 号	耐力壁、小屋ばり組及び屋根版 を設置する工事の工程	外装材等により耐力 壁、小屋ばり組及び 屋根版を覆う工事の 工程（屋根の上部を 除く）
	木質プレ ハブ工法			
	丸太組構 法	平 14 国交 告 411 号	水平に積上げた丸太材等を通し ボルト等により補強し、床版を 設置する工事の工程	外装材等により水平 に積上げた丸太材等 を覆う工事及び小屋 組を構造耐力上主要 な部分に設置する工 事の工程
	CLT パネ ル工法	平 28 国交 告 611 号	直交集成板を用いたパネルを金 物等により緊結する工事の工程	外装材等により直交 集成板を用いたパネ ルを覆う工事の工程 （屋根の上部を除 く）
鉄骨 造	下記に示 すもの以 外のもの	建築基準 法施行令 第 5 節	軸組、床組及び小屋ばり組をボ ルト等* ² により接合、また溶接 する工事の工程	外装材等により鉄骨 を覆う工事及び鉄骨 造の部分により支持 される床及び屋根に コンクリートを打設 する工事の工程

	薄板軽量 形鋼造	平 13 国交 告 1641 号	軸組、床組及び小屋ばり組をボ ルト等*2により接合、また溶接 する工事の工程	外装材等により鉄骨 を覆う工事及び鉄骨 造の部分により支持 される床及び屋根に コンクリートを打設 する工事の工程
	コンクリ ート充填 鋼管構造 (CFT)	平 14 国交 告 464 号	軸組、床組及び小屋ばり組をボ ルト等*2により接合、また溶接 する工事の工程	外装材等により鉄骨 を覆う工事及び鉄骨 造の部分により支持 される床及び屋根に コンクリートを打設 する工事の工程
鉄筋 コン クリ ート 造	下記に示 すもの以 外のもの	建築基準 法施行令 第 6 節	2 階の床（平家にあつては屋 根）及びこれを支持するはりに 鉄筋を配置する工事の工程	2 階の床（平家にあ つては屋根）及びこ れを支持するはりの コンクリートを打設 する工事の工程
	鉄筋コン クリート 組積造 (RM 造)	平 15 国交 告 463 号	2 階の床（平家にあつては屋 根）及びこれを支持するはりに 鉄筋を配置する工事の工程	2 階の床（平家にあ つては屋根）及びこ れを支持するはりの コンクリートを打設 する工事の工程
	現場打ち 壁式鉄筋 コンクリ ート造	平 13 国交 告 1026 号	2 階の床（平家にあつては屋 根）及びこれを支持するは りに鉄筋を配置する工事の工程	2 階の床（平家にあ つては屋根）及びこ れを支持するはりの コンクリートを打設 する工事の工程
	壁式プレ キャスト 鉄筋コン クリート 造		2 階の床（平家にあつては屋根） 及びこれを支持するはりとしてプレ キャストコンクリート部材を配 置し、接合するための鉄筋を配置 する工事の工程。鉄筋を配置する 工事の工程がない場合は、プレキ ャストコンクリート製品を配置す る工事の工程。	接合部を覆うコンク リートを打設する工 事の工程

	壁式ラーメン鉄筋コンクリート造	平 13 国交 告 1025 号	2 階の床（平家にあつては屋根）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程	2 階の床（平家にあつては屋根）及びこれを支持するはりのコンクリートを打設する工事の工程
	現場打ちプレストレストコンクリート	昭 58 国交 告 1320 号	2 階の床（平家にあつては屋根）及びこれを支持するはりに PC 鋼線及び鉄筋を配置する工事の工程	2 階の床（平家にあつては屋根）及びこれを支持するはりのコンクリートを打設する工事の工程
	プレキャストプレストレストコンクリート		2 階の床（平家にあつては屋根）及びこれを支持するはりとしてプレキャストコンクリート部材を配置し、接合するための鉄筋を配置する工事の工程。鉄筋を配置する工事の工程がない場合は、プレキャストコンクリート製品を配置する工事の工程	接合部を覆うコンクリートを打設する工事の工程
鉄骨鉄筋コンクリート造		建築基準 法施行令 第 6 節の 2	2 階の床（平家にあつては屋根）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程	2 階の床（平家にあつては屋根）及びこれを支持するはりのコンクリートを打設する工事の工程
組積造		建築基準 法施行令 第 4 節	2 階の床（平家にあつては屋根）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程 又は 屋根版を設置し屋根版を支える部材と接合する工事の工程	2 階の床（平家にあつては屋根）及びこれを支持するはりのコンクリートを打設する工事の工程 又は 外装材等により躯体を覆う工事の工程
補強コンクリートブロック造		建築基準 法施行令 第 4 節の 2	2 階の床（平家にあつては屋根）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程 又は 屋根版を設置し屋根版を支える	2 階の床（平家にあつては屋根）及びこれを支持するはりのコンクリートを打設する工事の工程

			部材と接合する工事の工程	又は 外装材等により躯体を覆う工事の工程
無筋コンクリート造		建築基準法施行令第7節	屋根版を設置し屋根版を支える部材と接合する工事の工程	外装材等により躯体を覆う工事の工程
膜構造	骨組膜構造	平14国交告666号	鉄骨造その他の構造による。	骨組に膜材料等*3を張り、当該骨組及び当該膜材料等を一体とする工事の工程
	サスペンション膜構造		構造用ケーブルに膜材料等を張り、膜材料等に張力を導入する工事の工程	仕上げ材の塗装等の工事の工程
他	テント倉庫	平14国交告667号	鉄骨造による。	骨組膜構造による。
	特定畜舎等建築物	平14国交告474号	木造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造による。	左記のとおり、各構造による。
	アルミニウム合金造	平14国交告410号	軸組、床組及び小屋ばり組をボルト等*2により接合、また溶接する工事の工程	外装材等によりアルミニウム合金を覆う工事及びアルミニウム合金造の部分により支持される床及び屋根にコンクリートを打設する工事の工程

*1 「内装材」「外装材」とは、構造耐力上主要な部分を除く下地材から仕上げ材までを指す。

*2 「ボルト等」とは、高力ボルト、ボルト、リベット、ドリリングタッピンねじ、スクリューくぎ、タッピンねじ、摩擦圧接又は摩擦攪拌を指す。

*3 「膜材料等」とは膜材料、膜構造用フィルム、テント倉庫用膜材料を指す。